

大学院 1 期末修了予定者の学費納付の取扱いに関する内規

第1条 この内規は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第6条に定める修業年限（博士前期課程2年）を経た後、学則第41条に定める修了要件を得られなかった者が納付する学費の取扱いについて定める。

第2条 前条に定める学費の取扱いは、学則第34条により留学を許可された者には、適用しない。

第3条 第1条の適用が受けられる者は、次の各号に掲げる場合とし、学則第45条に定める学費の内、授業料（1期分）の額を納付するものとする。

- 一 3科目以内の授業科目の単位が不足している者で、その単位が1期末に取得できる場合、又は修了に必要な所定の単位を取得している場合
- 二 修士論文が所定の期日までにできなかつた者、又は提出してもそれが合格しなかつた者で、学則第41条に定める修了要件を1期末に満たすことができる場合

第4条 前条の適用を受けようとする者は、大学院事務室に「大学院1期末修了予定者学費納付願」を指定する期日までに提出し、学長の承認を受けなければならない。

第5条 この内規は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。